

副食費（おかず・おやつ代）の負担（支払の免除又は軽減に関する事項）

保育料が無償（無料）となっている3歳児から5歳児クラスの保育認定のお子さんと、満3歳児から5歳児クラスの教育認定のお子さんは、副食（おかず・おやつ）の提供にかかる費用（副食費）を負担していただきます。

なお、年収360万円未満相当の世帯のお子さんなど、副食費の支払が免除又は軽減となる場合があります。

1. 副食費の負担

年齢区分
(クラス年齢)

毎年4月1日時点の年齢（＝クラス年齢）

0歳児から2歳児クラスの
保育認定のお子さん

保育料の一部として
副食費が含まれており、
別途徴収はありません。

3歳児から5歳児クラスの
保育認定のお子さん

参考

満3歳児から5歳児クラスの
教育認定のお子さん

保育料は、無償（無料）です。

原則として各施設が定める副食費の負担が必要です。

【利用施設別の副食費の額の決定】

認定区分	クラス年齢	利用する教育・保育施設等	副食費の額の決定	副食費の免除又は軽減
保育認定 (2号・3号認定)	0～2歳児クラス	保育料の一部として副食費が含まれており、別途徴収はありません。		
	3～5歳児クラス	公立保育所	高知市	世帯の状況により 副食費の支払が 免除又は軽減となります。 (高知市が決定)
民営保育所 認定こども園（保育園部分）		それぞれの施設		
教育認定 (1号認定)	満3～5歳児クラス	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）	それぞれの施設	

副食費の額は、資料3「高知市内教育・保育施設等一覧表」からご確認ください。

副食費の支払が免除又は軽減となる場合は、次ページでご確認ください。

市区町村民税の課税状況等による「階層区分」

階層区分	各月初日の在籍利用児童の属する世帯の階層区分					
A階層	生活保護世帯・中国残留邦人等支援給付受給世帯					
B階層	市区町村民税非課税世帯					
C階層	市区町村民税所得割非課税世帯					
D階層 市区町村民税 所得割額	D1	48,600 円未満	D5	97,000 円未満	D9	211,201 円未満
	D2	57,700 円未満	D6	115,000 円未満	D10	301,000 円未満
	D3	77,101 円未満	D7	133,000 円未満	D11	397,000 円未満
	D4	87,000 円未満	D8	169,000 円未満	D12	397,000 円以上

2. 副食費の支払の免除又は軽減

3歳児から5歳児クラスの保育認定のお子さん

次の場合に該当するお子さんは、副食費の支払が免除又は軽減となります。



副食費の支払の免除

次の世帯に属するお子さんや、次の場合に該当するお子さんは、副食費の支払が免除となります。

- ① 生活保護世帯・中国残留邦人等支援給付受給世帯（A階層）、里親世帯等（里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者（ファミリーホーム）に委託されている児童）
- ② B～D2階層の世帯
- ③ D3階層の世帯で、「ひとり親世帯」、「在宅障害児(者)のいる世帯」及び「その他の世帯で市長が認めた世帯」
- ④ D3階層以上の世帯で、小学校就学前までのお子さんで数えた第3子以降の場合

副食費の支払の軽減

D3階層以上の世帯で、同時に利用している弟妹（第2子）の副食費は、月額4,800円を上限に副食費の支払が軽減の対象となります。

※副食費が上限を超える場合は、差額分の支払が必要となります。

同時在園の考え方は、22ページの「多子世帯による軽減」と同様です。



クラス年齢	階層区分など	第1子	第2子	第3子以降
0～2歳児	保育料の一部として副食費が含まれており、別途徴収はありません。			
3～5歳児	A～D2階層	免除	免除	免除
	D3階層で、次に該当する世帯 ●ひとり親世帯 ●在宅障害児(者)のいる世帯 ●その他の世帯で市長が認めた世帯	免除	免除	免除
	D3～D12階層	徴収	軽減 同時利用の第2子	免除

3歳児クラスから小学校就学前までのお子さん

満3歳児から5歳児クラスの教育認定のお子さんの副食費の支払の免除又は軽減

参考

【副食費の徴収免除と軽減の対象】

徴収免除の対象	軽減の対象
①生活保護世帯・中国残留邦人等支援給付受給世帯（A階層）、里親世帯等 ②B～D3階層の世帯 ③D4階層以上の世帯で、小学校3年生までのお子さんで数えた第3子以降の場合	D4階層以上の世帯で、同時に利用している弟妹（第2子） 【軽減上限額】月額4,800円 ※副食費の金額が上限額を超える場合は、差額分の支払が必要となります。

階層区分	世帯の状況	第1子	第2子	第3子以降
A～D3	全ての世帯	免除	免除	免除
D4～D12	●小1～小3のお子さん ●認可外保育施設を利用しているお子さん ●未就園のお子さん	1人いる場合	徴収	免除
		2人以上いる場合		免除
	兄弟姉妹が利用中の場合	徴収	軽減 同時利用の第2子	免除

満3歳児クラスから小学校3年生までのお子さん

※ 長期休業期間（春休み・夏休み・冬休み）や、預かり保育時間などの教育標準時間外に提供される副食費は、免除又は軽減の対象ではありません。